

事後調査の結果

調査項目 環境保全のための措置の実施状況（土壌汚染、地盤、水循環、電波障害、自然との触れ合い活動の場、廃棄物）

1 調査方法

(1) 調査時点

工事の施行中とした。

(2) 調査地点

計画地内とした。

(3) 調査方法

現地調査及び関連資料の整理による方法で行った。

2 調査結果

2.1 土壌汚染

環境保全のための措置の実施状況を表 24 に示す。

なお、工事着手時の平成 29 年 9 月から令和 2 年 3 月末までに土壌汚染に関する苦情はなかった。

表 24 環境保全のための措置の実施状況（土壌汚染）

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
<p>ア 有害物質の土壌汚染状況調査等</p> <p>既存施設の除却に先立ち、「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）」第4条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査に当たっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。</p> <p>なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超過していると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。</p>	<p>既存施設の除却や土地の改変に先立ち、「土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第116条、第117条」に基づき、土壌汚染状況調査を行った。（図9参照）</p> <p>調査により汚染土壌処理基準等を超過していた表25に示す23の区域については、土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定を受けた。緩衝緑地内のB2-9については、表面を養生して飛散防止措置を行うとともに、仮設フェンスにて立入禁止措置を行った。（写真17参照）</p> <p>工事の施行状況に合わせて、A5-2、A5-4、A5-9、B2-9、B4-1、D4-1、D4-2、D4-3、E4-2、F3-8区画について、汚染土壌を掘削除去し、以下の対策を実施して計画地外へ搬出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削した土壌は、フレコンパックに袋詰めした後、ダンプトラック等へ積み込み、搬出車両の荷台は拡散防止シート等で養生を行った。（写真18、19参照） 搬出車両の退場の際は、タイヤ洗浄等を実施し、外部道路等への汚染拡散を防止した。（p.25 写8参照） 搬出した汚染土壌は、土壌汚染対策法に基づく分別等処理施設及び浄化等処理施設へ搬出した。

評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
	<p>なお、掘削除去した区画については、形質変更時要届出区域の指定を解除された。</p> <p>C3-3、D3-1、D3-3 及び E2-1 の一部については、汚染深度が旧地盤表層以深であり、地下水の汚染も認められないため、周辺住民への健康被害のおそれがないこと、また、区画が封じ込め槽付近であり、封じ込め槽を傷つけずに汚染拡散防止措置を行うことが難しいことから、汚染拡散防止措置を行わないこととした。</p> <p>A5-6 の区画については、地下に煙突基礎が存在するため、深度方向の調査ができていない。今後の工事の状況に合わせて調査を行い、適切な対策を講じる。</p>
<p>イ 建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認</p> <p>本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質及びダイオキシン類等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。</p>	<p>土壌汚染が確認されなかった建設発生土の一部は、計画地内の埋戻し土に用い、残りの建設発生土は「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両等にシート掛け等を行い搬出した。</p>
<p>ウ 汚染土壌の適切な処理</p> <p>ア又はイの調査において確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行った上で適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。</p> <p>なお、ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。</p>	<p>汚染土壌は、フレコンパックに袋詰めした後、ダンプトラック等へ積み込み、搬出車両の荷台は拡散防止シート等で養生を行い、土壌汚染対策法に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出した。（写真18、19参照）</p> <p>なお、ダイオキシン類による汚染は確認されなかった。</p>
<p>工事中における排水にあたっては、調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。</p>	<p>工事中に発生する汚水は、仮設の汚水処理設備において凝集沈殿方式により下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、下水道へ排水した。（写真 20 参照）</p>

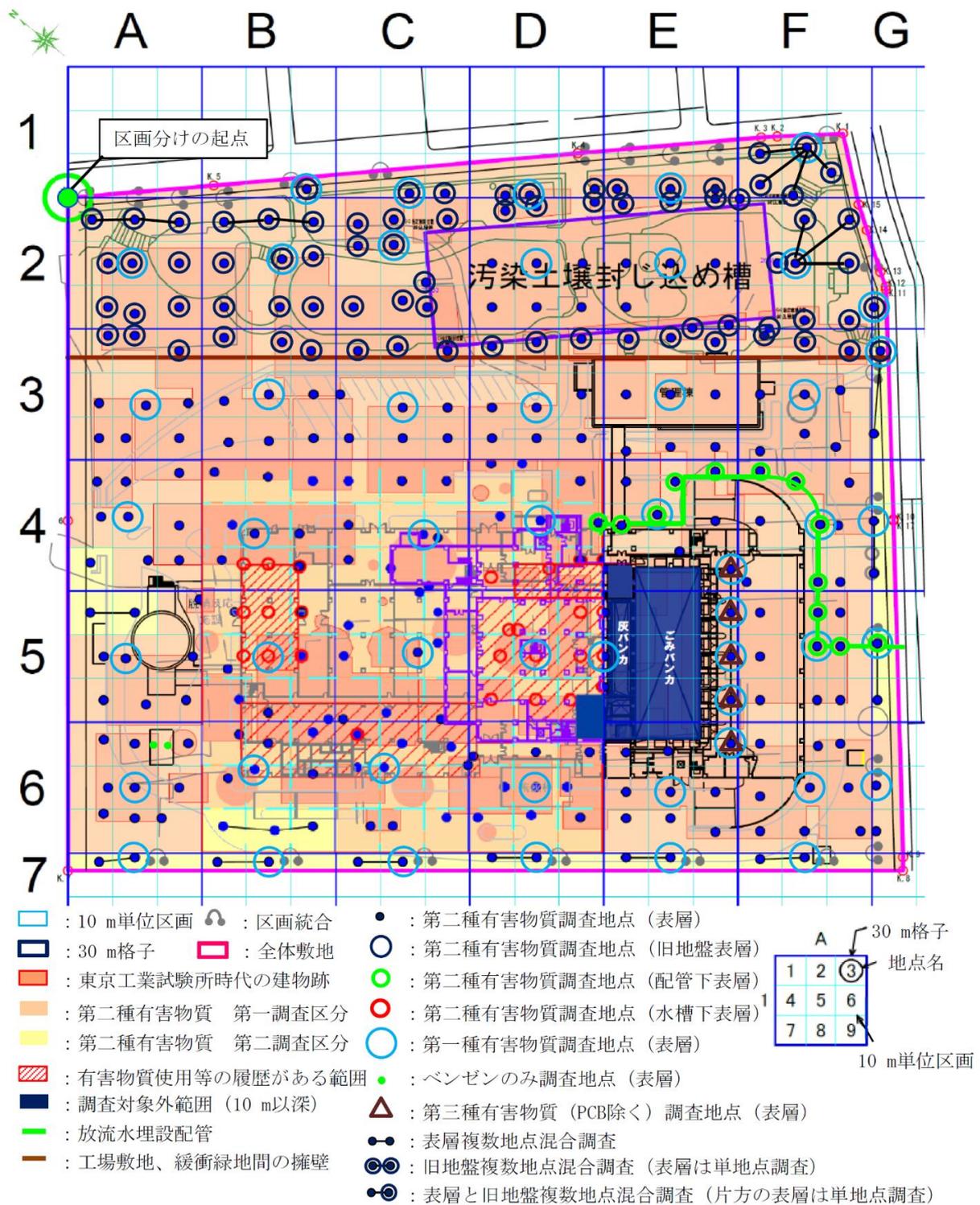


図9 土壤汚染状況調査計画図

表 25 土壤汚染対策法による区域の指定

内容	特定有害物質の種類	区画
形質変更時要届出区域の指定 (平成 30 年東京都告示第 42 号)	び 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物	A5-2、A5-4、A5-6、A5-9、 B2-9、B4-1、C3-3、D3-1、 D3-3、E2-1、E4-2、E4-4、 E4-5、E6-6、F3-8
形質変更時要届出区域の指定 (平成 30 年東京都告示第 280 号)	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物	B5-1、B5-2、B5-3、B5-5、 B5-6、D4-1、D4-2、D4-3

注) ()内は土壤汚染対策法による指定告示番号を示す。



写真 17 汚染土壌の飛散防止措置
(緩衝緑地)

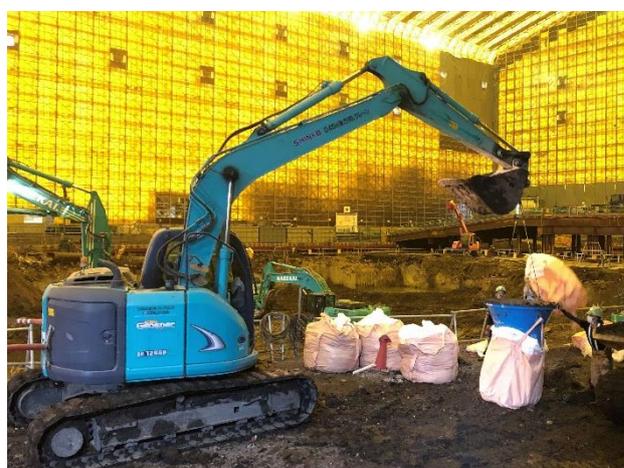


写真 18 汚染土壌搬出状況



写真 19 汚染土壌搬出状況



写真 20 仮設汚水処理設備